

令和7年12月19日

「令和8年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 吉田 淳一
(三菱地所(株)会長)

本日決定された「令和8年度税制改正大綱」では、最重点要望と位置付けていた住宅ローン減税について、新築住宅に係る環境性能等に応じた借入限度額や子育て世帯等に対する措置が延長されるとともに、中古（既存）住宅に対しても拡充等がなされた。また、長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例、都市再生促進税制や国家戦略特区税制についても延長等されることとなった。我が国経済が物価上昇の継続をはじめとする様々な課題に直面し、先行きも不透明な状況にある中、再びデフレに後戻りすることなく、国民生活の向上や「強い経済」の実現に向け不可欠な措置が講じられたものと評価している。

また、ウォークアブル推進税制や新築住宅に係る固定資産税の特例、土地の登録免許税や物流施設に係る特例等、例年以上に多くの重要な不動産関連税制が適用期限を迎える中、都市、住宅、土地等に係る政策の推進等に向け、延長等が認められ、評価している。

ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。

今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、引き続き、国民の暮らしを豊かにする魅力的なまちづくりや住環境の整備を通じ、我が国の経済・社会の発展に貢献して参りたい。

以 上